

自然災害により被害を受けた場合に彦根市が発行する証明書

裏面もご覧ください。

種類	り災証明書	り災届出証明書
対象	住家	住家、付帯工作物
被害の程度	全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	破損
具体例	屋根 雨どい 外壁 その他住居部分の破損 など	カーポート テラス ウッドデッキ 門扉・門柱 フェンス 倉庫 など、生活に供するもの
申請期限	り災した日から6か月以内	り災した日から3年以内
申請者	被害物件の所有者または使用者（委任状による代理申請も可能）	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況を調査し、その被害の程度を証明します。修繕済の場合や申請期限を超えた場合は、「り災届出証明書」による対応となります。 ○現地確認の日程調整等のため、申請書に記載の電話番号に税務課から連絡をします。 ○証明発行は現地確認後の処理となるため、申請日に即日発行はできません。 ○付帯工作物を合わせて確認する場合があります。 ○被害額については証明しません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「り災した事実を市に届け出た行為」について、証明するものです。（被害状況の調査は原則行いません。） ○証明発行には数日から一週間程度かかります。 ○被害額については証明しません。

※いずれも申請が必要となります（物件の状況によっては、証明できない場合があります。）。

※り災証明書およびり災届出証明書について、車両・船舶や動産の損害は原則、証明しません。

※具体例はあくまで代表的なものであり、状況により証明区分が変わることがあります。

Q & A

Q 「り災証明書」の対象となる「屋根」、「り災届出証明書」の対象となる「カーポート」が自然災害による損害を受けた場合、どの証明書が発行されますか？

A 「り災証明書」にて両方の物件の被害状況を証明します。

Q 「り災証明書」の対象となる「屋根」について、既に修繕を行ってしまった場合、「り災証明書」は発行されますか？

A 被害状況の現地調査ができないため、「り災証明書」は発行できませんが、修繕前の写真が存在する場合、「り災届出証明書」の発行を検討しますので、社会福祉課にご相談ください。

Q 保険給付の請求にあたり、「り災証明書」の提出を求められたのですが、「り災証明書」の申請期限を超えてしまった場合、どうしたらよいですか。

A 保険会社にお問合せください。なお、社会福祉課としては、り災した日から3年以内であり、被害状況がわかる写真がある場合は、「り災届出証明書」により対応します。

なお、多くの保険会社や勤務先では、「り災届出証明書」で対応されていますので、提出先にご確認ください。

Q 神社、寺院等に自然災害による被害があった場合、証明はできますか？

A 常時、人が居住している場合、その部分については、「り災証明書」または「り災届出証明書」により対応します。

Q 農業用のビニールハウス等に被害があった場合、証明の対象となりますか？

A 農業施設については、農林水産課にお問合せください。

Q 店舗や工場に被害があった場合、証明の対象となりますか？

A 社会福祉課で交付する「り災証明書」または「り災届出証明書」については、法人からの申請はできません。商業・工業施設については、地域経済振興課にご相談ください。

Q 店舗兼住宅に被害があった場合、どの証明書になりますか。

A 原則として、住家については「り災証明書」または「り災届出証明書」、店舗については地域経済振興課による対応となりますが、証明書の用途によっては判断が難しい場合もありますので、社会福祉課または地域経済振興課にご相談ください。

社会福祉課	電話	23-9590	福祉センター2階
農林水産課	電話	30-6118	彦根市役所本庁舎3階
地域経済振興課	電話	30-6119	彦根市役所本庁舎3階